

◎新潟県告示第1287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、胎内市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業築地地区に係る換地処分をした。

平成28年12月20日

新潟県知事 米 山 隆 一